

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目次

- ◇ 規 則 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地の認定に関する規則
- 土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則

規 則

土地譲渡益重課制度に係る優良宅地の認定に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

(趣旨) 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地の認定に関する規則

第一条 この規則は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の六第二項第五号イ及び第六十三条第三項第五号イの規定に基

づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第二条 認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、優良宅地認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設計説明書及び設計図

二 造成区域位置図

三 造成区域区域図

四 造成区域内の土地の登記簿の謄本

五 造成区域内の公図の写し

六 その他知事が必要と認める書類

3 前項第一号の設計説明書は、設計の方針、造成区域(造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載したものでなければならない。

4 第二項第一号の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、造成区域の境界並びに造成区域内及び造成区域の周辺の公共施設	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
造成区域の境界、公共施設の			

給水施設計画平	排水施設計画平 面図	造成計画断面図	造成計画平面図	土地利用計画図
給水施設の位置、形状、内の	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称	盤面 切土又は盛土をする前後の地	造成区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益施設的位置
五百分の一	五百分の一以上	千分の一以上	千分の一以上	千分の一以上
排水施設計画平		高低差の著しい箇所について作成すること。		

がけの断面図	面図
がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	り寸法及び取水方法並びに消火栓の位置
五十分の一以上	以上
<p>一 切土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるがけについて作成すること。</p> <p>二 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する</p>	面図にまとめて図示してもよい。

<p>擁壁の断面図</p> <p>擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</p>	
<p>五十分の一以上</p>	
	<p>事項は、示すことを要しない。</p>

5 第二項第二号の造成区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、造成区域の位置を表示した地形図でなければならない。

6 第二項第三号の造成区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、造成区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において、県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(認定の基準)

第三条 知事は、認定の申請があつた場合において、当該申請に係る宅地の造成が昭和四十八年建設省告示第二千三百四十六号に規定する基準（以下「認定基準」という。）に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。

(認定書の交付)

第四条 知事は、認定をしたときは、認定書（様式第二号）を当該申請者に交付するものとする。

(造成計画の変更)

第五条 認定を受けた者は、当該宅地の造成の計画を変更しようとするときは、新たに知事の認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- 一 街区の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更
- 二 工区の仕様を変更する設計の変更

(証明書の交付)

第六条 認定を受けた者は、当該宅地の造成区域（工区に分けた場合は、当該工区）の全部について宅地の造成が完了した場合において、その造成が認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定の内容に適合して行われたものと認めるときは、証明書（様式第四号）を当該申請者に交付するものとする。

(造成工事の廃止)

第七条 認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成工事廃止届出書（様式第五号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定に基づく地位の承継)

第八条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行

する権原を取得した者は、第六条第一項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第六号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第九条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について認定を受けようとする者は、同法第一百三十四条第四項(日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十二条の規定により適用される場合を含む。)の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合すると認めるときは、証明書(様式第七号)を当該申請者に交付するものとする。

(申請書等の経由)

第十条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する市町村の長を経由して提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第十一条 この規則の規定による申請書及びその添付図書又は届出書の提出部数は、それぞれ正本一部及び副本二部とする。ただし、宅地の造成区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に一を加えた数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に造成工事に着手している千平方メートル以上の宅地の造成について認定を受けようとする場合には、第二条の規定にかかわらず、昭和四十九年八月三十一日までの間に限り、優良宅地認定申請書(様式第一号)を知事に提出して、当該宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定を受けることができる。

3 この規則の施行の際既に造成工事を完了している宅地の造成について当該宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定を受けようとする場合には、昭和四十九年八月三十一日までの間に限り、優良宅地認定申請書(様式第一号)を知事に提出して、認定基準に適合して造成されたものである旨の証明を受けることができる。

様式第1号

優良宅地認定申請書

<p>租税特別措置法第28条の6第2項第5号イ(第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p>申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 □□□-□□</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) ㊟</p>	<p>※証紙ちよう付欄 (消印は、しないこと。)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

造 成 宅 地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	2 宅地造成区域の面積	平方メートル
	3 宅地の用途	
	4 工事着手予定年月日	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日	第 号
※認定番号	年 月 日	第 号

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第2号

認定書

第 年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法第28条の6第2項第5号イ(第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

認定番号	年 月 日 第 号
宅地造成区域に含まれる地域の名称	
認定を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

様式第3号

優良宅地証明申請書

租税特別措置法第28条の6第2項第5号イ(第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、第 年 月 日付第 号をもつて認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 住所

郵便番号 □□□□-□□

氏 名 (法人にあつては、

名称及び代表者の氏名)

印

様式第4号

証 明 書

第 年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、 年 月 日付第 号をもつて認定した内容に適合していることを証する。

記

証明番号	年 月 日 第 号
宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称	
証明を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

様式第5号

宅地造成工事廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 殿
届出者 住 所

郵便番号 □□□□-□□

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付第 号をもつて認定を受けた宅地の造成に関する工事を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

宅地の造成に関する工事を廃止した年月日	年 月 日
宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称	
宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の面積	

様式第6号

地位承継届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

届出者(承継人)住所

郵便番号 □□□□-□□

氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日

第 号をもつて認定を受けた宅

地の造成について、下記のとおり認定に基づき地位を承継したので、届
け出ます。

記

承継年月日	年 月 日
被承継人の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
承継の原因	

様式第7号

証 明 書

第 年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法第28条の6第2項第5号イ(第-
63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであ
ることについて認定したことを証する。

記

証明番号	年 月 日 第 号
造成区域又は工区に含まれる地域の名称	
証明を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則をここに公布す
る。

昭和四十九年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十一号

土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八條の六第二項第六号及び第六十三條第三項第六号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の手續)

第二条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後、優良住宅認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地(以下「一団の宅地」という。)の面積計算書

二 一団の宅地に係る土地の登記簿の謄本

三 一団の宅地の附近見取図(方位、道路、目標となる地物、一団の宅地の面積計算上必要な事項、各敷地の区分及び各家屋の位置を記載した図面で縮尺三百分の一のもの)

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第六條第三項の規定による確認通知書又はその写し及び同法第七條第三項の規定による検査

済証又はその写し(同法第六條第一項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。)

五 申請者の宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による資格、設計者及び工事監理者の建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)による資格並びに工事施工者の建設業法(昭和二十四年法律第二百号)による資格に関する申告書

六 床面積計算書(各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延べ床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延べ床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したもの)

七 各階平面図(方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積計算上必要な事項を記載した図面で縮尺百分の一のもの)

八 家屋に係る登記簿の謄本

九 台所、水洗便所、洗面設備、浴室及び収納設備に関する説明書及び図面

十 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積計算に必要な事項を記載した図面で縮尺二百分の一又は百分の一のもの)

十一 敷地面積計算書

十二 請負契約書その他の書類又はその写しで、住宅の建築費の証明となるもの

十三 建築費計算書(総建築費及びその細目(本体工事、特殊基礎工事

及び各附属設備工事ごとに記載する。)、前号に掲げる書類との関連
に関する説明並びに三・三平方メートル当たりの建築費に関する事項
を記載したもの)

十四 その他知事が必要と認める書類

(認定の基準)

第三条 知事は、認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅
の新築が昭和四十八年建設省告示第二千三百四十七号に規定する基準に
適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの規則に違反してい
ると認めるときは、認定をしないものとする。

(認定書の交付)

第四条 知事は、認定をしたときは、認定書(様式第二号)を当該申請者
に交付するものとする。

(申請書の経由)

第五条 第二条第一項の申請書は、当該一団の宅地に係る土地が倉吉市及
が東伯郡に所在する場合にあつては倉吉土木出張所の長を、米子市、境
港市、西伯郡及び日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所の長
を經由して提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第六条 第二条第一項の申請書及びその添付図書の提出部数は、それぞれ
正本一部及び副本一部(前条の規定により土木出張所の長を經由して提
出する場合にあつては、二部)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第28条の6第2項第6号(第63条第3項第6号)の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。

※証紙ちよう付欄
(消印は、しないこと。)

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 住所

郵便番号 □□□-□□

氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

Ⓜ

新築住宅の概要	1 新築住宅の名称	
	2 新築住宅の戸数	戸
	3 住宅の床面積	m ²
	4 住宅の敷地面積	m ²
	5 住宅の構造及び建築費	万円/3.3m ²
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 認定番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のお欄は、記載しないこと。
- 2 住宅が一むねの家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあつては、それぞれの住宅について別紙に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該一むねの家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。
- 3 住宅の構造の欄には、耐火及びその他の区分を記載すること。

別紙

住宅番号	住宅の床面積			
	専有部分の床面積		共用部分の床面積	計
	居住の用に供する部分の床面積	居住の用に供する部分以外の部分の床面積		
	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²

様式第2号

認定書

第 年 月 日

職 氏 名 印

下記の住宅の新築は、租税特別措置法第28条の6第2項第6号(第63条第3項第6号)に規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることを認める。

記

認定番号	年 月 日 第 号
新築住宅の所在地	
認定を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】